

# 特別定額給付金のお知らせ

●問合せ 総務課 内線213

## 【申請は8月31日(月)までです】

5月から受付しております特別定額給付金の申請期日が近づいています。まだ、申請のお済みでない方は、手続きをお願いします。申請の際には、下記の書類①、②を用意していただき、郵送した同封の封筒で返送してください。また、マイナンバーカードをお持ちの方はオンラインでの申請も可能です。詳しいオンライン申請方法はインターネットの『ぴったりサービス』で検索してください。

### ○給付対象者

基準日(令和2年4月27日)において、住民基本台帳に記録されている方

### ○受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

### ○申請期日

令和2年8月31日(月) (当日消印有効) まで

### ○用意していただく書類

- ①特別定額給付金申請書(届いた申請書に必要事項を記入してください。)
- ②添付書類貼り付け用紙(届いた用紙に下記2点を貼り付けてください。)
  - ・申請者(住民票の世帯主)の本人確認書類の写し  
運転免許証のコピー、マイナンバーカードのコピー、健康保険証のコピー、年金手帳のコピーなど
  - ・振込先口座(世帯主名義の口座)がわかる書類  
振込先口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人のカナ書き表示が分かる通帳またはキャッシュカードのコピーなど

こちらから  
ご覧いただけます



## 国から新たに児童扶養手当受給世帯等へ支給する 「ひとり親世帯臨時特別給付金」について

こちらから  
ご覧いただけます



●問合せ ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター ☎0120-400-903  
健康・子育て課 内線262

令和2年6月分の児童扶養手当を受給している方以外で、下記の申請対象となるひとり親世帯等の方は、「ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター」または役場健康・子育て課へお問い合わせください。

**申請対象** (平成30年の収入により不支給となる場合もあります。)

ひとり親世帯で、児童扶養手当の支給を受けていない方のうち

- (1) 公的年金給付(遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など)を受給している方。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方。

### 給付金額

【基本給付】 1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

【追加給付】 上記の(1)に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方 1世帯5万円を追加。

**問合せ期間** 8月3日(月)から令和3年1月29日(金)まで。

(※申請はやむをえない場合を除き令和3年1月29日(金)までをお願いします。)

※詳しくは厚生労働省ホームページ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_1145](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_1145))をご覧ください。